



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……(人事課) …… 3
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……( ) …… 4
- 大和高田市空家等対策協議会条例……(営繕住宅課) …… 5

### 規則

- 大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則……(地域包括支援課) …… 6
- 大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則……(財産管理課) …… 9

### 告示

- 大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱……(介護保険課) …… 12
- 大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱……( ) …… 21
- 大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱……(企画広報課) …… 32
- 大和高田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示……( ) …… 33
- 6月市議会定例会の招集……(財政課) …… 33
- 屋外広告物の除却・保管……(都市計画課) …… 34
- 土地の収用に係る縦覧……( ) …… 34
- 土地の明渡しに係る縦覧……( ) …… 35
- 住民票の職権消除……(市民課) …… 35
- 引取りのない放置自転車等の処分……(生活安全課) …… 36
- 公示送達……(収納対策室) …… 36
- 公示送達……( ) …… 36
- 大和高田市結婚応援事業実施要綱……(産業振興課) …… 37
- 公示送達……(税務課) …… 38
- 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)の要領の公表……(財政課) …… 38

### 公告

- 大和高田市立病院物品管理業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告……(病院管理課) …… 40
- 大和都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧……(都市計画課) …… 41
- 高田西中学校大規模改造工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……(契約監理室) …… 41
- 陵西小学校既存校舎解体及び外部階段棟設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……( ) …… 44
- 保育所便所洋式化改修工事(第二期)に関する条件付き一般競争入札公告……( ) …… 47
- 農用地利用集積計画の縦覧……(産業振興課) …… 49
- 大和高田市文化会館総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入

札公告.....(契約監理室)..... 50

○大和高田市市民交流センター総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告.....( )..... 52

○サイクルポート近鉄高田南屋外駐輪場改修工事に関する条件付き一般競争入札公告.....( )..... 55

○高田中学校体育館新築工事に関する条件付き一般競争入札公告.....( )..... 58

○高田商業高等学校ICT環境整備一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告.....( )..... 61

○自動車臨時運行許可番号標の無効.....(市民課)..... 64

**農業委員会**

○農業委員会7月定例委員会の招集.....(農業委員会)..... 64

**公布された条例のあらまし**

◇大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

児童福祉法の一部改正により、里親のうち養子縁組によって里親となることを希望する者を「養子縁組里親」と法定化されたこと等に伴う人事院規則の一部改正を受け、本市の条例においても所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- ・「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」とする規定に改めるとともに、引用条項のズレを修正します。(第2条の2関係)
- ・再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えます。(第3条、第4条及び第11条関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容が変更されたことに伴い、国家公務員退職手当法が一部改正されたことを受け、失業者の退職手当に関する規定について所要の改正を行うものです。

2 内容

- ・退職する職員に係る一般の退職手当の額が当該職員を雇用保険の受給資格者であったとみなして算定した場合における失業給付相当額に満たない場合等に支給する退職手当について、その支給対象者として「次に掲げる者のいずれかであって市長が雇用保険法に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者」を加えます。(第11条第10項及び附則第9項関係)
  - ① 身体障害者等の就職困難者以外の離職者のうち、解雇や倒産、雇止め等を理由とする離職者であって、難治性疾患を有する者等又は激甚災害の被害に伴う離職者等
  - ② 身体障害者等の就職困難者であって、激甚災害として政令で指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者等
  - ③ 身体障害者等の就職困難者以外の離職者のうち、解雇や倒産、雇止め等を理由とする離職者であって、北海道及び青森県の一部に居住する者 ※平成34年3月31日までの暫定措置

・退職する職員に支給する退職手当のうち、新たな職に就くために住所又は居所を変更する者に対して雇用保険法の規定により支給される移転費に相当額として支給する退職手当について、当該職業を紹介するものとして「特定地方公共団体又は職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加えます。(第11条第11項関係)

3 施行期日

平成30年1月1日(第11条第11項第5号の改正規定に限る。)

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

◇大和高田市空家等対策協議会条例

1 理由

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、大和高田市空家等対策協議会を設置するに当たり必要な事項を定めるものです。

2 内容

第1条(設置)

第2条(所掌事項)

第3条(組織)

第4条(会長及び副会長)

第5条(委員)

第6条(会議)

第7条(委員以外の者の出席等)

第8条(庶務)

第9条(委任)

3 施行期日

公布の日

**条 例**

条例第11号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月22日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第12号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月22日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「及び第16条の2」を削る。

第11条第10項中「次に掲げる場合」を「、次に掲げる場合」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第22

ハ 特定退職者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。)

職業指導を行うことが適用であると認めたものとする。

」

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第11条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第9項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。)であって大和高田市職員の退職手当に関する条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行の日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号。以下この項において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業所の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第1項(第5号に係る部分に限り、大和高田市職員の退職手当に関する条例第11条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

### 条例第13号

大和高田市空家等対策協議会条例をここに公布する。

平成29年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)

第7条第1項の規定に基づき、大和高田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 法第2条第2項の特定空家等の認定その他空家等に関する施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員12人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域住民

(2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の半数以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境建設部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「廃棄物減量等推進審議会の委員」の次に「、空家等対策協議会の委員」を加える。  
別表第1中

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 12,000円
----------------	------------

」を

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 12,000円
空家等対策協議会の委員	日額 12,000円

」に改める。

**規 則**

**規則第55号**

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則を次のように定める。

平成28年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 第1号訪問事業

- イ 第1号通所事業
- ウ 第1号生活支援事業
- エ 第1号介護予防支援事業
- (2) 一般介護予防事業
- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(事業の実施方法)

第4条 前条第1号の介護予防・生活支援サービス事業は、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 市が直接実施する方法
- (2) 法第115条の45の3第1項の規定に基づき、市が指定した事業者が実施する方法
- (3) 法第115条の47第4項の規定に基づき、市が省令第140条の69の定める基準に適合する者に委託して実施する方法

2 前条第2号の一般介護予防事業は、前項第1号又は第3号に掲げる方法により実施するものとする。

(利用対象者)

第5条 総合事業の対象者は、被保険者（本市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市内に所在する住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者を含む。）のうち、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1項の介護予防・生活支援サービス事業 居宅要支援被保険者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）で定める基本チェックリストの概ね6月以内の記入内容が事業対象基準に該当する者

- (2) 前条第2項の一般介護予防事業 第1号被保険者  
(介護予防・生活支援サービス事業の利用の手続)

第6条 居宅要支援被保険者等は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）により、市長に届け出なければならない。ただし、既に介護予防サービスを利用しており、当該事業の利用開始後も継続して介護予防サービスを利用する場合であって、当該届出書が提出されている場合は、この限りでない。

2 市長は、前条第1号に該当する者から前項の届出があったときは、介護予防・生活支援サービス事業を利用できる旨その他必要な事項を当該届出者の被保険者証に記載するものとする。

(介護予防・生活支援サービス支給費の割合等)

第7条 総合事業に係る介護予防・生活支援サービスのうち、第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費の割合及び当該事業を利用する場合の支給限度額は、大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年告示第145号）に定めるところによる。

(実費の負担)

第8条 総合事業の実施の際において食費、原材料費等に実費が生じるときは、当該費用は、利用者が負担するものとする。

(指導及び監査)

第9条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、関係機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式(第6条関係)

届出日 年 月 日

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

現在の介護度		区 分
要支援1・2	事業対象者1・2	新規・変更

被 保 険 者 氏 名				被 保 険 者 番 号			
フリガナ							
				生 年 月 日			性 別
				年 月 日			男 ・ 女
介護予防サービス計画作成を依頼(変更)する介護予防支援事業所 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター							
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名			介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地				
			〒				
コード番号				電 話 番 号			
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所 ※居宅介護支援事業所が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。							
居宅介護支援事業所名			居宅介護支援事業所の所在地			〒	
			電 話 番 号 ( )				
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等							
※変更する場合のみ記入してください。							

大和高田市長 様

上記の介護予防支援事業所(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。

被保険者 住所 電話番号 ( )  
氏名

プラン適用日又は変更日 平成 年 月 日

確認欄

- 被保険者証資格  届出の重複
- 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに大和高田市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、大和高田市へ届け出てください。
- 届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出し、施設所在市町村は控えを大和高田市に提出してください。
- 4 サービス利用開始日はプラン適用日としてください。

規則第20号

大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大和高田市庁舎管理規則(昭和40年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

第3条第1号中「市役所の庁舎」を「市庁舎」と改め、同条第3号中「の出先機関」を削り、「出先機関の長」を「庁舎を所管する課長等」に改める。

第12条第3項中「別記様式」を「様式第1号」に改める。

第16条を次のように改める。

(拾得者)

第16条 庁舎内において物件(遺失物法(平成18年法律第73号)第2条第1項に規定する物件をいう。)を拾得した者が職員の場合は、当該庁舎の庁舎管理責任者を拾得者とする。

2 庁舎の利用者が物件を庁舎内において拾得し、24時間以内に当該庁舎の庁舎管理責任者に届出を行った場合は、当該利用者を拾得者とする。この場合において、庁舎管理責任者は、当該利用者から請求があったときは、物件預り書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、遺失物法第33条の規定により庁舎管理責任者が拾得者とみなされるときは、当該庁舎管理責任者を拾得者とする。

第16条の次に次の2条を加える。

(拾得した物件の返還等)

第16条の2 庁舎管理責任者は、自ら物件を拾得したとき(職員による拾得を含む。)、又は物件の届出を受けたときは、当該物件の種類、特徴、拾得の日時及び場所を記載した書面をその管理す

る場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

- 2 庁舎管理責任者は、自ら拾得し、又は届出を受けた物件の遺失者（遺失物法第2条第4項に規定する遺失者をいう。）が判明したときは、遺失物受領書（様式第3号）と引き換えに当該物件を返還するものとする。この場合において、当該遺失者に対し、その氏名及び住所を証するに足る書類の提示又は写しの提出を求めることができる。
- 3 庁舎管理責任者は、自ら拾得し、又は届出を受けた物件について、前項の規定による返還ができないときは、当該拾得し、又は届出を受けた日から7日以内に所轄の警察署長に当該物件を提出しなければならない。ただし、庁舎管理責任者が当該物件に対する権利を取得した場合にあっては、市長が当該物件に対する権利の取得を希望しない場合であって、かつ、庁舎管理責任者において当該物件の保管に多額の費用又は手数を要しないと認められるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、庁舎管理責任者は、自ら拾得し、又は届出を受けた物件が銃刀その他所持することが法令等の規定により認められていないものであるときは、速やかに所轄の警察署長へ当該物件を提出しなければならない。

（放置自転車等の取扱い）

第16条の3 市長は、庁舎内に放置された自転車等に当該自転車等の利用者等が自ら撤去すべき旨の撤去命令文書を取り付けることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じた日の翌日から起算して14日を経過してもなお放置されている自転車等については、別の場所へ移動し、保管することができる。

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 移動理由
- (2) 移動年月日
- (3) 保管場所
- (4) 引取期間
- (5) 引取時間
- (6) 引取りのための必要事項
- (7) 連絡先

4 市長は、第2項の規定により保管した自転車等で利用者等の確認ができるものについては、当該利用者等に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。

5 前2項の措置を講じたにもかかわらず、第3項の告示のあった日から3月を経過してもなお利用者等から引取りのない自転車等については、当該自転車等を処分する旨を告示した後、処分することができる。

様式第1号中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第2号（第16条関係）

物件預り書

拾得状況	日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
	場所	奈良県大和高田市		
物件	名称	種別・形状等特徴を詳しく	数量・内訳	
	現金		円	
	物品			

物件の権利関係	上記物件の権利関係を(取得します 取得しません)。 ※ただし、物件によっては、権利関係を取得できない場合があります。		
氏名等告知の同意	遺失者に対して私の住所、氏名及び連絡先を告知することについて(同意します 同意しません)。 ※同意されない場合は、物件の報労金に対する権利は、取得できません。		
受付時間	年 月 日 午前・午後 時 分		
拾得者	住所		
	氏名		
	連絡先		
備考			

上記の物件に係る届出を受理しました。

年 月 日

(施設名)  
 庁舎管理責任者 印  
 連絡先

様式第3号(第16条の2関係)

遺失物受領書

受領物	名称		種別・形状等特徴を詳しく	数量・内訳
	現金		円	
物品				
備考				

※ この物件の拾得者が当該物件に対する権利を主張された場合は、遺失者の住所、氏名及び連絡先を当該拾得者に告知することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

庁舎管理責任者 様  
 上記の物件を受領しました。

年 月 日

(物件受領者)

住所

氏名

印

連絡先

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**告 示**

**告示第144号**

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱を次のように定める。

平成28年12月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱  
(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業及び同号ロに規定する第一号通所事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、次条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成29年告示第〇号)に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、法第70条第2項第5号の3に規定する保険料、負担金又は掛金(以下「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又はその事業所等を管理する者(以下「役員等」という。))であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

を含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、処分の理由となった事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(8) 申請者と密接な関係を有する者(法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者をいう。)が、第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、処分の理由となった事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(9) 申請者が、第7条の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果に基づき指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 第9号に規定する期間内に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者が、大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に掲げる暴力団若しくは同条第3号に掲げる暴力団員等又はこれらと密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(14) 申請者の役員等が、第3号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

2 市長は、次条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは指定をしないことができる。

(1) 市又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(法第117条第2項第1号の規定により市が定める区域とする。以下「日常生活圏域」という。)において、大和高田市介護保険事業計画において定める市又は当該日常生活圏域の地域支援事業の見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるときその他の大和高田市介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

(2) 市又は当該日常生活圏域における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる

とき。  
(指定の申請等)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、事業開始の2月前の月の末日までに、第1号指定事業者指定(更新)申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、当該指定の期間が満了する日の1月前までに、第1号指定事業者指定(更新)申請書に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定事業者の指定をするときは第1号指定事業者指定(更新)通知書(様式第2号)により、指定事業者の指定をしないと

きは第1号指定事業者不指定（更新）通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により指定又は指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（指定の期間）

第5条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。ただし、6年を超えない範囲の期間の指定の申請があったときは、当該期間の指定又は更新をすることができる。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、第1号指定事業者変更届出書（様式第4号）により10日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、第1号指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 3 指定事業者は、総合事業を再開したときは、第1号指定事業者廃止・休止・再開届出書により10日以内に市長に届け出なければならない。

- 4 指定事業者は、前項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 5 指定事業者は、指定を受けた総合事業について辞退しようとするときは、その辞退しようとする日の1月前までに、第1号指定事業者指定辞退届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、又は当該指定の全部又は一部の効力を停止したときは、第1号指定事業者指定取消等通知書（様式第7号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（県等への情報提供）

第8条 市長は、指定事業者について、第4条の規定により指定し、若しくは指定の更新をし、第6条の規定により届出を受け、又は前条の規定により指定を取り消し、若しくは停止したときは、奈良県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

別表(第4条関係)

提出書類		訪問型サービス	通所サービス
1	付表1	○	—
2	付表2	—	○
3	定款又は寄附行為	○	○
4	法人登記証明書	○	○
5	運営規程	○	○
6	管理者の経歴書	○	○
7	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○
8	事業所平面図	—	○
9	外観及び内部の様子がわかる写真	○	○
10	設備・備品等一覧表	—	○
11	従業者一覧表	○	○
12	従業者の清潔の保持・健康状態の管理について分かるもの	○	○
13	個人情報の取扱いについて定めたもの	○	○
14	事故発生時の対応について定めたもの	○	○
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○
16	誓約書及び役員等名簿	○	○
17	総合事業費算定に係る体制等に関する書類	○	○

様式第1号(第4条関係)

第1号指定事業者指定(更新)申請書

年 月 日

大和高田市長 様

所在地

申請者

名称

代表者氏名

印

指定事業者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(〒 - )				
	連絡先	電話番号	FAX 番号			
		Eメールアドレス				
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年月日	
		氏名				
代表者の住所	(〒 - )					
指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(〒 - )				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
	介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス					
介護保険事業所番号				既に指定を受けている場合		
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等				保険医療機関として指定を受けている場合		

(裏面)

【備考】

- ① 法人の種別欄は、申請者が法人である場合に「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」又は「有限会社」等の別を記載してください。
- ② 法人所轄庁欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- ③ 実施事業欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に○を記載してください。
- ④ 指定（更新）申請をする事業の事業開始予定年月日欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- ⑤ 既に指定を受けている事業の指定年月日欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- ⑥ 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複

数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

- ⑦ 平成27年3月31日までに県から予防訪問介護・予防通所介護の指定を受けている事業所は、訪問型サービスA・通所型サービスAの初回指定申請時において、指定(更新)申請書、付表及び県指定を受けていることが証明できる文書の提出のみとし、他の書類については提出不要とする。
- ⑧ 新たに介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合は、事業開始の2か月前までに、当該事業の指定(更新)申請書を提出してください。また、申請に先立ち大和高田市に対して事前協議を行うものとします。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

大和高田市長 印

第1号指定事業者指定(更新)通知書

年 月 日付で申請のあった事業所の(指定・指定更新)について、下記のとおり(指定・指定更新)したので通知します。

記

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所番号	
事業の種類	
代表者氏名	
指定年月日	年 月 日
指定の有効期間満了日	年 月 日
特記事項	

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

大和高田市長 印

第1号指定事業者不指定(更新)通知書

年 月 日付で申請のあった事業所の(指定・指定更新)について、下記のとおり(指定・指定更新)しないこととしたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所番号	
事業の種類	
代表者氏名	
不指定（不指定更新） の理由	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。またこの決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

第1号指定事業者変更届出書

年 月 日

大和高田市長 様

所在地

届出者

名 称

代表者氏名

印

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

介護保険事業所番号

指定内容を変更した事業所（施設）	名 称	
	所在地	
サービスの種類		
変更があった事項		変 更 の 内 容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、住所及び職名	

6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	（変更後）
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	
9	運営規程	
10	サービス費の請求に関する事項	
11	役員の氏名及び住所	
12	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

【備考】

- ① 該当項目番号を○で囲んでください。
- ② 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第5号（第6条関係）

第1号指定事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

大和高田市長 様

所在地

届出者

名称

代表者氏名

印

事業の（廃止・休止・再開）をしますので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
事業所の名称等	名 称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
廃止・休止・再開の別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開																		
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日																		
廃止・休止する理由																			

現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 (廃止・休止する場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

【備考】

- ① 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- ② 廃止・休止する日の1月前までに届け出てください。

様式第6号(第6条関係)

第1号指定事業者指定辞退届出書

年 月 日

大和高田市長 様

所在地

届出者

名称

代表者氏名

印

指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

介護保険事業所番号											
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定を辞退する施設	名称
	所在地
指定を受けた年月日	年 月 日
指定を辞退する年月日	年 月 日
指定を辞退する理由	
現にサービスを受けている者に対する措置	

【備考】 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

様

大和高田市長

印

第1号指定事業者指定取消等通知書

年 月 日付の事業者の指定取消し等について、下記のとおり通知します。

記

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所番号	
事業の種類	
代表者氏名	
処分内容	
指定取消し等の理由	
取消し等の日	年 月 日
停止期間(停止の場合)	年 月 日 ~ 年 月 日

告示第145号

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱を次のように定める。  
平成28年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 訪問型サービス(現行相当)事業
  - 第1節 基本方針(第4条)
  - 第2節 人員に関する基準(第5条—第6条)
  - 第3節 設備に関する基準(第7条)
  - 第4節 運営に関する基準(第8条—第14条)
- 第3章 訪問型サービスA(緩和型)事業
  - 第1節 基本方針(第15条)
  - 第2節 人員に関する基準(第16条—第17条)
  - 第3節 設備に関する基準(第18条)
  - 第4節 運営に関する基準(第19条—第20条)
- 第4章 通所型サービス(現行相当)事業
  - 第1節 基本方針(第21条)
  - 第2節 人員に関する基準(第22条—第23条)
  - 第3節 設備に関する基準(第24条)

## 第4節 運営に関する基準(第25条-第28条)

## 第5章 通所型サービスA(緩和型)事業

## 第1節 基本方針(第29条)

## 第2節 人員に関する基準(第30条-第32条)

## 第3節 設備に関する基準(第33条)

## 第4節 運営に関する基準(第34条-第35条)

## 第6章 各サービスに要する額の算定に用いる単位(第36条)

## 第7章 第1号事業支給費(第37条-第39条)

## 第8章 補則(第40条)

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の4第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち、同号イ及びロに掲げる訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問型サービス(現行相当)事業 法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業をいう。

(2) 訪問型サービスA(緩和型)事業 前号の訪問型サービス(現行相当)事業の実施基準を緩和した事業をいう。

(3) 通所型サービス(現行相当)事業 法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち整備法第5条による旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業をいう。

(4) 通所型サービスA(緩和型)事業 前号の通所型サービス(現行相当)事業の実施基準を緩和した事業をいう。

(5) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

## (事業の一般原則)

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 訪問型サービス(現行相当)事業

## 第1節 基本方針

## (基本方針)

第4条 訪問型サービス(現行相当)事業は、既に訪問介護を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合その他の訪問介護が必要な場

合において、利用者が可能な限り当該利用者の居宅において状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (訪問介護員等の員数)

第5条 訪問型サービス(現行相当)事業を行う者(以下「訪問型サービス(現行相当)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「訪問型サービス(現行相当)事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者(以下「介護福祉士等」という。))の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 訪問型サービス(現行相当)事業者は、訪問型サービス(現行相当)事業所ごとに常勤の訪問介護員等のうち利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。))の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス(現行相当)事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。))の事業又は訪問型サービス(現行相当)事業と指定介護予防訪問介護(改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。))第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。))の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス(現行相当)事業及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービス(現行相当)事業及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。))の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士等であって専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービス(現行相当)事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。))又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。))に従事することができる。

- 5 訪問型サービス(現行相当)事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス(現行相当)事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービス(現行相当)事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (管理者)

第6条 訪問型サービス(現行相当)事業者は、訪問型サービス(現行相当)事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービス(現行相当)事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第7条 訪問型サービス（現行相当）事業者は、訪問型サービス（現行相当）事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービス（現行相当）事業の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問型サービス（現行相当）事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービス（現行相当）事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第8条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービス（現行相当）事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス（現行相当）事業個別計画を作成するものとする。

（重要事項等の説明及び同意）

第9条 訪問型サービス（現行相当）事業者は、訪問型サービス（現行相当）事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第10条 訪問型サービス（現行相当）事業者は、正当な理由なく訪問型サービス（現行相当）事業の提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第11条 訪問型サービス（現行相当）事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービス（現行相当）事業者は、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第12条 訪問型サービス（現行相当）事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービス（現行相当）事業者は、当該事業所の従業者であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービス（現行相当）事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 訪問型サービス（現行相当）事業者は、利用者に対する訪問型サービス（現行相当）事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービス（現行相当）事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について

記録しなければならない。

3 訪問型サービス(現行相当)事業者は、利用者に対する訪問型サービス(現行相当)事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第14条 訪問型サービス(現行相当)事業者は、訪問型サービス(現行相当)事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービス(現行相当)事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型サービス(現行相当)事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービス(現行相当)事業を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービス(現行相当)事業に相当する事業の提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービス(現行相当)事業等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス(現行相当)事業の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

### 第3章 訪問型サービスA(緩和型)事業

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

第15条 訪問型サービスA(緩和型)事業は、利用者が可能な限り当該利用者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第16条 訪問型サービスA(緩和型)事業を行う者(以下「訪問型サービスA(緩和型)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「訪問型サービスA(緩和型)事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。ただし、生活援助型のみを行う訪問型サービスA(緩和型)事業者が訪問型サービスA(緩和型)事業を行う訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに置くべき訪問介護員等については、訪問介護員3級課程修了者を含むものとする。

2 訪問型サービスA(緩和型)事業者は、訪問型サービスA(緩和型)事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA(緩和型)事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA(緩和型)事業と指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービスA(緩和型)事業及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービスA(緩和型)事業及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が50又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、訪問型サ

ービスA（緩和型）事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスA（緩和型）事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

- 5 訪問型サービスA（緩和型）事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA（緩和型）事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第17条 訪問型サービスA（緩和型）事業者は、訪問型サービスA（緩和型）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA（緩和型）事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第18条 訪問型サービスA（緩和型）事業者は、訪問型サービスA（緩和型）事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスA（緩和型）事業の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 訪問型サービスA（緩和型）事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第19条 サービス提供責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問型サービスA（緩和型）事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA（緩和型）事業の計画を作成するものとする。

（準用）

第20条 第9条から第14条までの規定は、訪問型サービスA（緩和型）事業について準用する。

### 第4章 通所型サービス（現行相当）事業

#### 第1節 基本方針

（基本方針）

第21条 通所型サービス（現行相当）事業は、既に通所介護を利用しており、通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合、又は集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善又は維持が見込まれる場合において、利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービスの提供及び生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第22条 通所型サービス（現行相当）事業を行う者（以下「通所型サービス（現行相当）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービス（現行相当）事業所」という。）ごと

に置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所型サービス（現行相当）事業の提供日ごとに、当該事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
  - (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービス（現行相当）事業の単位ごとに、専ら当該事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
  - (3) 介護職員 通所型サービス（現行相当）事業の単位ごとに、当該事業を提供している時間帯に介護職員（専ら当該事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス（現行相当）事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所型サービス（現行相当）事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービス（現行相当）事業及び指定通所介護の利用者又は通所型サービス（現行相当）事業及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
  - (4) 機能訓練指導員 1人以上
- 2 当該通所型サービス（現行相当）事業の利用定員（通所型サービス（現行相当）事業所において同時に通所型サービス（現行相当）事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を当該事業の単位ごとに当該事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
  - 3 通所型サービス（現行相当）事業者は、通所型サービス（現行相当）事業の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員とする。次項及び第7項において同じ。）を常時1人以上当該事業に従事させなければならない。
  - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス（現行相当）事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。
  - 5 前各項の通所型サービス（現行相当）事業の単位は、当該事業であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
  - 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、通所型サービス（現行相当）事業の他の職務に従事することができるものとする。
  - 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
  - 8 通所型サービス（現行相当）事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス（現行相当）事業と指定通所介護の事業又は通所型サービス（現行相当）事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつ

て、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第23条 第6条の規定は、通所型サービス（現行相当）事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第24条 通所型サービス（現行相当）事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス（現行相当）事業の提供に必要な設備及び備品等を備えていなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

（2） 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービス（現行相当）事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する当該事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所型サービス（現行相当）事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス（現行相当）事業と指定通所介護の事業又は通所型サービス（現行相当）事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第25条 通所型サービス（現行相当）事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービス（現行相当）事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した当該事業の計画を作成するものとする。

（重要事項の説明及び同意）

第26条 通所型サービス（現行相当）事業者は、通所型サービス（現行相当）事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（衛生管理等）

第27条 通所型サービス（現行相当）事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービス（現行相当）事業者は、通所型サービス（現行相当）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応等）

第28条 第10条及び第12条から第14条までの規定は、通所型サービス（現行相当）事業について準用する。

## 第5章 通所型サービスA（緩和型）事業

### 第1節 基本方針

（基本方針）

第29条 通所型サービスA（緩和型）事業は、利用者が可能な限り当該利用者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、機能訓練、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の従事者の員数）

第30条 通所型サービスA（緩和型）事業のうち、主として機能訓練等のリハビリサービス（以下「通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業」という。）を行う者（以下「通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業者」という。）が通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業を行う事業所（以下「通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

（1）生活相談員 通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の提供日ごとに、当該事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（2）看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の単位ごとに、専ら当該事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

（3）介護職員 通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の単位ごとに、当該事業を提供している時間帯に介護職員（専ら通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業及び指定通所介護の利用者又は通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が18人までの場合にあつては1以上、利用者の数が18人を超える場合にあつては18人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（4）機能訓練指導員 1人以上

2 通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の利用定員（事業所において同時に当該事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、当該事業の単位ごとに、当該事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業者は、通所リハビリ型サービスA（緩和型）事業の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員とする。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該事業に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通

所りハビリ型サービスA（緩和型）事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の通所りハビリ型サービスA（緩和型）事業の単位は、当該事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、通所りハビリ型サービスA（緩和型）事業の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所りハビリ型サービスA（緩和型）事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所りハビリ型サービスA（緩和型）事業と指定通所介護の事業又は通所りハビリ型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業の従事者の員数）

第31条 通所型サービスA（緩和型）事業のうち、主としてレクレーションサービス（以下「通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業」という。）を行う者（以下「通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業者」という。）が通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業を行う事業所（以下「通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業の単位ごとに、当該事業を提供している時間帯に従事者（専ら当該事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該事業を提供している時間数で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業と指定通所介護の事業又は通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業及び指定通所介護の利用者又は通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が18人までの場合にあつては1以上、利用者の数が18人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して1人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業者は、当該事業の単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該事業に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業の単位の従事者として従事することができるものとする。

4 前各項の通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業の単位は、当該事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業と指定通所介護の事業又は通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第32条 第6条の規定は、通所アクティブ型サービスA（緩和型）事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第33条 通所型サービスA（緩和型）事業所は、通所型サービスA（緩和型）事業を提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービスA（緩和型）事業を提供するために必要な場所及び、利用者が静養するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービスA（緩和型）事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA（緩和型）事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスA（緩和型）事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### （個別計画の作成）

第34条 通所型サービスA（緩和型）事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスA（緩和型）事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した当該事業の計画を作成するものとする。

##### （提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応等）

第35条 第10条、第12条から第14条まで、第26条及び第27条の規定は、通所型サービス（緩和型）事業について準用する。

#### 第6章 各サービスに要する費用の額の算定に用いる単位

##### （各サービスの単位等）

第36条 訪問型サービス（現行相当）事業、訪問型サービス（緩和型）事業、通所型サービス（現行相当）事業及び通所型サービス（緩和型）事業に要する費用の額の算定に用いる単位は、別に定める。

2 各サービスに要する費用は、算定に用いる単位に地域区分の適用地域に基づいて定める単価を乗じて得たものとする。

#### 第7章 第1号事業支給費

##### （第1号事業支給費の支給）

第37条 市長は、利用者が大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱（平成28年告示第144号）により指定した事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する訪問型サービス（現行相当）事業、訪問型サービス（緩和型）事業、通所型サービス（現行相当）事業及び通所型サービス（緩和型）事業（以下「訪問型サービス（現行相当）事業等」という。）を利用したときは、当該利用者が当該指定事業者を支払うべき当該事業等に要した費用として、第1号事業支給費を支給する。

2 前項の第1号事業支給費の額は、利用者に対し支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、100分の90（当該利用者の所得の額が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）（以下「法施行令」という。）第22条の2で定めるところにより算定した額以上である場合は、100分の80）に相当する額とする。

##### （第1号事業支給費に係る支給限度額）

第38条 第1号事業支給費の支給限度額は、予防給付の要支援1の限度額とする。ただし、利用者の状態によって、限度額を超えてサービスを利用することが自立支援につながると認められる場合は、この限りでない。

##### （高額第1号事業支給費）

第39条 市長は、利用者が受けた訪問型サービス（現行相当）事業等の利用者負担額が著しく高額であるときは、当該利用者に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用

として、高額第1号事業支給費を支給する。

- 2 高額第1号事業支給費は、同一の世帯に属する要介護被保険者及び利用者が同一の月に受けた介護サービス、介護予防サービス及び指定第1号事業に係る利用者負担額の合計額(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額。以下「高額第1号事業利用者負担世帯合算額」という。)が、法施行令第29条の2の2第2項から第9項までの例による被保険者の区分に応じた額(以下「高額第1号事業算定基準額」という。)を超える場合に、当該月に指定第1号事業を受けた利用者へ支給するものとする。
- 3 高額第1号事業支給費の額は、高額第1号事業利用者負担世帯合算額から被保険者の区分に応じた高額第1号事業算定基準額を控除して得た額に第1号事業被保険者按分率(当該利用者が当該月に受けた指定第1号事業に係る利用者負担額(以下「指定第1号事業利用者負担額」という。)を同一の世帯における指定第1号事業利用者負担額の合計額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

#### 第8章 補則

(補則)

第40条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

### 告示第72号

大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱を次のように定める。

平成29年5月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

(趣旨)

第1条 大和高田市人口ビジョン及び大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関し、幅広い意見を聴取するため、大和高田市まち・ひと・しごと創生会議(以下「創生会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 大和高田市人口ビジョンの変更に関する事項
- (2) 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更に関する事項
- (3) 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 創生会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 産業界の関係者
- (3) 行政機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 金融機関の関係者
- (6) 労働団体の関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創生会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 創生会議の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、創生会議の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、企画政策部企画広報課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が創生会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱の廃止)

2 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱(平成27年告示第64号の2)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行後最初に行われる創生会議の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 告示第73号

大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱(平成17年告示第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の選定等を行う場合においては、同項第2号中「副市長」とあるのは「教育長」と、同項第4号中「指定管理者制度を採用しようとする公の施設を所管する部長、理事又は局長」とあるのは「教育委員会事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

### 告示第80号

平成29年6月16日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成29年6月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

**告示第81号**

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課  
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	(株)エフエムホーム	はり札	1	旭北町	H29/5/10	H29/5/10	雲梯資材置き場
2	(株)エフエムホーム	はり札	1	旭南町	H29/5/10	H29/5/10	雲梯資材置き場

**告示第82号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成29年6月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 起業者の氏名及び住所  
大和高田市 大和高田市大字大中100番地1
2. 事業の種類  
大和都市計画道路事業3・5・704号 本郷大中線
3. 書類の受理日  
平成29年6月7日
4. 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況

奈良県大和高田市南本町	1468番5	宅地	宅地
奈良県大和高田市南本町	1468番14	宅地	宅地

5. 縦覧場所

大和高田市大字大中100番地1 大和高田市環境建設部都市計画課

6. 縦覧期間

公告の日から平成29年6月28日まで

**告示第83号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成29年6月14日

大和高田市長 吉田誠克

1. 起業者の氏名及び住所

大和高田市 大和高田市大字大中100番地1

2. 事業の種類

大和都市計画道路事業3・5・704号 本郷大中線

3. 書類の受理日

平成29年6月7日

4. 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県大和高田市南本町	1468番5	宅地	宅地
奈良県大和高田市南本町	1468番14	宅地	宅地

5. 縦覧場所

大和高田市大字大中100番地1 大和高田市環境建設部都市計画課

6. 縦覧期間

公告の日から平成29年6月28日まで

**告示第84号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成29年6月14日

大和高田市長 吉田誠克

1. 職権消除日

平成29年6月14日

2. 職権消除される者

省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

### 告示第85号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成29年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年10月2日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年3月1日から平成29年3月31日までの間

### 告示第86号

平成29年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年5月29日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第87号

平成28年度国民健康保険税第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年3月28日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

## 告示第88号

大和高田市結婚応援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市結婚応援事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、結婚を希望する男女の交流や新たな出会いの機会を提供することにより結婚活動を支援する事業（以下「結婚応援事業」という。）を実施することにより、地域の晩婚化及び未婚化の改善を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 結婚応援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 男女交流イベントの実施に関する事。
- （2） 関係団体との連絡調整に関する事。
- （3） その他結婚応援事業の目的を達成するため必要な事項に関する事。

（意見交換会の設置）

第3条 市長は、男女交流イベントの実施に関し必要な事項を協議するため、意見交換会を設置する。

- 2 意見交換会は、市職員及び市内で活動する各種団体の構成員で組織する。
- 3 意見交換会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 意見交換会に会長及び副会長を置く。
- 5 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名した者とする。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 意見交換会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 意見交換会の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第4条 意見交換会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、会長が指名する。

（事業の実施方法）

第5条 市長は、結婚応援事業の一部又は全部を委託して実施することができる。

- 2 市長は、前項の規定により委託を受けようとする者が政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的とした団体であると認められるときは、当該委託を行わないものとする。
- 3 第1項の規定により委託を受けた者及びその従業員は、個人情報に関する法令を遵守し、その職務に係る目的以外に当該情報を使用してはならない。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、会長が意見交換会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。  
(会議の招集の特例)
- 2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第3条第7項の規定にかかわらず、市長が招集する。

告示第89号

平成29年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年6月21日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 納税通知書の発送年月日  
平成29年5月1日
  - 2. この公示送達により変更する納期限  
変更前 平成29年5月31日  
変更後 平成29年7月12日
  - 3. 送達を受けるべき者  
省略(市役所前の掲示場に掲示済み)
- (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第90号

平成29年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成29年6月22日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)  
平成29年度大和高田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,516,550千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)
- 第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計

18. 繰越金		107,830	520	108,350
	1. 繰越金	107,830	520	108,350
19. 諸収入		227,465	2,500	229,965
	4. 雑入	212,795	2,500	215,295
20. 市債		1,410,500	5,700	1,416,200
	1. 市債	1,410,500	5,700	1,416,200
補正されなかった科目に係る額		21,762,035	0	21,762,035
歳 入 合 計		23,507,830	8,720	23,516,550

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2,086,458	2,500	2,088,958
	1. 総務管理費	1,604,271	2,500	1,606,771
8. 土木費		1,714,382	520	1,714,902
	1. 土木管理費	122,991	520	123,511
9. 消防費		815,445	5,700	821,145
	1. 消防費	815,445	5,700	821,145
補正されなかった科目に係る額		18,891,545	0	18,891,545
歳 出 合 計		23,507,830	8,720	23,516,550

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 5,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	5,700			

**公 告**

公告第29号

大和高田市立病院物品管理業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成29年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院物品管理業務
- (2) 業務内容 大和高田市立病院物品管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成32年11月27日(前月分支払予定日)まで  
 ※ 契約締結日から平成29年10月31日までの期間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用負担については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで(36か月間)
- (5) 履行場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院
- (6) 委託経費の提案見積上限額(消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。)  
 49,932,000円(36か月分)  
 ※ 初年度(平成29年11月1日から平成30年3月末まで)6,935,000円(5か月)

2 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 二段階審査(第1次審査及び第2次審査において評価項目ごとに得点化)
- ※ 詳細については、「大和高田市立病院 物品管理業務委託事業者 公募型プロポーザル 実施要領」(以下「実施要領」という。)による。
- 3 参加資格  
実施要領による。
- 4 本プロポーザルの応募に必要な実施要領等の必要書類  
実施要領及び仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)
- (1) 掲載期間 公告日から平成29年6月28日(木)まで
- (2) 問合せ先 「6 提出先・問い合わせ先」参照
- 5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付
- (1) 受付期間 平成29年6月27日(火)から平成29年6月28日(水)まで
- (2) 受付時間 9時～17時(但し、12時～13時は除く。)
- (3) 提出方法 実施要領による。
- 6 提出先・問い合わせ先  
〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号  
大和高田市立病院 事務局管理課  
TEL: 0745-53-2901 FAX: 0745-23-9282  
メールアドレス: kanri@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

### 公告第30号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成29年 6月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 変更に係る都市計画の種類  
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成29年6月7日から平成29年6月21日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。
- 5 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨およびその理由を具体的に記載し、住所、氏名および職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成29年6月21日までに必着するよう提出すること。

### 公告第31号

#### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	高田西中学校大規模改造工事設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市 大字池田 地内（高田西中学校）
3 履行期間	契約締結日から平成29年12月30日（土）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中（落札した時点から完了検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月13日（火）から平成29年6月19日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月20日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年6月13日(火)から平成29年6月19日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月27日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月28日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月30日（金）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥6,470,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第32号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	陵西小学校既存校舎解体及び外部階段棟設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市 大字池田 地内（陵西小学校）
3 履行期間	契約締結日から平成29年12月30日（土）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

	<p>であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中(落札した時点から完了検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月13日(火)から平成29年6月19日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月20日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間</p>

	<p>平成29年6月13日(火)から平成29年6月19日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月27日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月28日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年6月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年6月30日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の

	価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥4,840,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第33号

#### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	保育所便所洋式化改修工事(第二期)
2 工事場所	市内6保育所(浮孔、磐園、天満、片塩、みどり、高田西)
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月13日（火）から平成29年6月19日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月20日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年6月13日（火）から平成29年6月19日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月27日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	(3) 回答期限 平成29年6月28日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年6月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年6月30日(金)午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥2,260,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第35号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	大和高田市文化会館総合管理等業務委託
2 履行期間	平成29年8月1日から平成32年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市文化会館
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 平成29・30・31年度本市競争入札参加資格者名簿（建物管理等業務）で登録していること。</p> <p>(6) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(8) 平成29年4月1日時点で、ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、平成29年8月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(9) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>

	<p>(10) 人員の雇用に関しては、地域別最低賃金を下回らない賃金で安定的な雇用をしており、当該業務においてもこれが可能な者であること。また、労働基準法等雇用に関する法律に違反していない者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 建築物環境衛生総合管理業の登録証明証の写し</p> <p>④ 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び配置予定者が常勤職員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し)を添付して提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。(郵送不可)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月13日(火)から平成29年6月23日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内(平成29年6月27日(火)まで)に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年6月13日(火)から平成29年6月23日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大字100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>

	(5) 特記仕様書及び設計書の返却 特記仕様書及び設計書は、入札執行までに返却願います。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成29年7月6日(木)午後5時15分まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年7月7日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入開札の日時等	入開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年7月11日(火)午前11時00分から (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 最低制限基準比較価格	¥94,590,000円(消費税等抜き)
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第36号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	大和高田市市民交流センター総合管理等業務委託
2 履行期間	平成29年8月1日から平成32年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市市民交流センター
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 平成29・30・31年度本市競争入札参加資格者名簿（建物管理等業務）で登録していること。</p> <p>(6) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(8) 平成29年4月1日時点で、ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、平成29年8月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(9) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p> <p>(10) 人員の雇用に関しては、地域別最低賃金を下回らない賃金で安定的な雇用をしており、当該業務においてもこれが可能な者であること。また、労働基準法等雇用に関する法律に違反していない者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え</p>

	<p>付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 建築物環境衛生総合管理業の登録証明証の写し</p> <p>④ 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び配置予定者が常勤職員である証明書（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し）を添付して提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。（郵送不可）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月13日（火）から平成29年6月23日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内（平成29年6月27日（火）まで）に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年6月13日（火）から平成29年6月23日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p> <p>(5) 特記仕様書及び設計書の返却 特記仕様書及び設計書は、入札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年7月6日（木）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p>

	平成29年7月7日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札の日時等	入札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年7月11日(火)午前11時15分から (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 最低制限基準比較価格	¥79,720,000円(消費税等抜き)
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第37号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	サイクルポート近鉄高田南屋外駐輪場改修工事
2 工事場所	サイクルポート近鉄高田南(大和高田市 北本町 地内)
3 工事期間	契約締結日から平成29年9月30日(土)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 機械器具設置工事において建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23に規定する経営事項審査における機械器具設置工事の総合評定値(同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)を有する者であること。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降において、元請けで駐輪場設備工事の施工実績を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</li> <li>③ 建設業許可証明書等の写し及び経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写し</li> <li>④ 平成19年4月1日以降に元請け施工した駐輪場設備工事の契約書の写し</li> <li>⑤ 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの。写し可)</li> <li>⑥ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの。写し可)</li> </ul> <p>上記⑤、⑥は、平成29年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月14日(水)から平成29年6月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの</p>

確認通知	<p>とし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月28日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年7月6日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年7月7日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年7月12日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年7月13日(木)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 最低制限基準比較価格	¥10,220,000- (消費税等抜き)
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第38号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田中学校体育館新築工事
2 工事場所	大和高田市 大中東町 地内(高田中学校)
3 工事期間	本契約成立日から平成30年12月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>(ア) 代表者</p> <p>① 本店又は支店等を奈良県内に有すること。</p> <p>② 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(平成29年9月中旬時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成29年9月中旬から配置できる者とする。)</p> <p>(イ) 構成員</p> <p>① 本店を大和高田市内に有すること。</p> <p>② 大和高田市における建築一式工事の平成28年度格付け等級がA又はB級であること。</p> <p>③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者(平成29年9月中旬時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任</p>

	<p>で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成29年中旬から配置できる者とする。)</p> <p>(3) 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(JV用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、特定建設工事共同企業体協定書と5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(2)(ア)②の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月14日(水)から平成29年6月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年6月28日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成29年6月14日(水)から平成29年6月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室 (4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は入札執行までに返却願います。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成29年7月13日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年7月14日(金)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年7月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年7月21日(金)午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。

	<p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(2)(ア)③及び同(2)(イ)③に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p>
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者としします。
18 本契約の成立	<p>(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしします。</p> <p>(2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。</p>
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。また、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
20 最低制限基準比較価格	¥445,500,000-(消費税等抜き)
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
23 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第39号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年6月13日

大和高田市長 吉田誠克

1 件名	高田商業高等学校ICT環境整備一式リース契約に係る納入業者等決定
2 納入期限	平成29年8月31日
3 業務内容等	<p>入札説明書(仕様書)のとおりに</p> <p>※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格並びに機器設定及び保守業者を決定するものです。</p>

<p>4 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(〇機器、ソフト)」又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク【JISQ15001】</li> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【ISO/IEC27001(JISQ27001)】</li> </ul>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</li> <li>③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【ISO/IEC27001(JISQ27001)】の認定取得を証する書類の写し</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年6月13日(火)から平成29年6月23日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、平成29年6月22日(木)必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>

6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内(平成29年6月27日(火)まで)に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年6月28日(水)午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年6月30日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年7月4日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年7月5日(水)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第40号**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成29年6月14日

大和高田市長 吉田誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-97

**農業委員会****農業委員会告示第6号**

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年6月27日

大和高田市農業委員会

会長 松田榮義

日時 平成29年7月7日(金)午後3時

場所 市役所3階 東会議室

議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画につい

て

第5号 その他